

## 議決権に関する細則

鉄道分野特定技能協議会規約第 6 条及び鉄道分野育成就労協議会規約第 6 条において別途定めることとされている議決権の割り当てについて、以下のとおり定める。

### ○鉄道分野特定技能協議会

鉄道分野特定技能協議会規約第 4 条第 1 項に掲げる構成員ごとに 1 票とする。具体的には以下のとおり。

有識者	1 人 1 票
特定技能所属機関（特定技能外国人の雇用を予定している者を含む。）	1 機関 1 票
登録支援機関	1 機関 1 票
業界団体等	1 機関 1 票 ※ただし、同一の法人又は団体等が業界団体等及び特定技能所属機関のいずれにも該当する場合であっても、議決権を重複して有することはできない。この場合、当該法人又は団体等は、業界団体等として議決権を有するものとする。
試験実施機関	1 機関 1 票
警察庁	1 票
出入国在留管理庁	1 票
外務省	1 票
厚生労働省	1 票
国土交通省	1 票

### ○鉄道分野育成就労協議会

鉄道分野育成就労協議会規約第 4 条第 1 項に掲げる構成員ごとに 1 票とする。具体的には以下のとおり。

有識者	1 人 1 票
育成就労実施者（育成就労外国人の雇用を予定している者を含む。）	1 機関 1 票
監理支援機関	1 機関 1 票
業界団体等	1 機関 1 票 ※ただし、同一の法人又は団体等が業界団体等及び育成就労実施者のいずれにも該当する場合であっても、議決権を重複して有することはできない。この場合、当該法人又は団体等は、業界団体等として議決権を有するものとする。

試験実施機関	1 協会 1 票
外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）	1 票
警察庁	1 票
出入国在留管理庁	1 票
外務省	1 票
厚生労働省	1 票
国土交通省	1 票

#### 附則

この細則は、令和8年6月23日から施行する。